

税 務 課

令和7年度特別区民税当初課税状況等について

令和7年度特別区民税当初課税状況等は、以下のとおりです。

1 令和7年度 特別区民税（現年度分） 当初課税状況（別紙1参照）

区 分 年 度		令和7年度			令和6年度
		当初課税額	増減額	増減率	当初課税額
金額 (単位：千円)	普通徴収	56,521,047	1,791,886	3.3%	54,729,161
	特別徴収	54,907,258	3,694,615	7.2%	51,212,643
	合計	111,428,304	5,486,500	5.2%	105,941,804
人数 (単位：人)	普通徴収	66,512	1,626	2.5%	64,886
	特別徴収	108,738	1,246	1.2%	107,492
	合計	175,250	2,872	1.7%	172,378

※当初課税額の数値は、特別徴収賦課計算（4月末）と普通徴収賦課計算及び年金特徴賦課計算（5月末）の数値を合計したものです。

※当初課税額及び増減額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

《分析》

① 令和7年度の特別区民税（現年度分）当初課税額は1,114.3億円です。対前年度比54.9億円、5.2%の増となりました。

② 普通徴収が17.9億円、特別徴収が36.9億円増加しています。

普通徴収における増は、株式等に係る譲渡所得の増加による影響が考えられます。また、特別徴収における増は、給与所得のある納税義務者数及び所得金額が堅調に推移していることによるものと考えられます。

2 課税標準額段階別の納税義務者数等の推移（別紙2 参照）

（各年7月1日現在）

課税標準額 の段階	令和7年度					令和6年度			
	納税義務者数			所得割額		納税義務者数		所得割額	
	人数	割合	増減率	金額	割合	人数	割合	金額	割合
	人	%	%	千円	%	人	%	千円	%
10万円以下	3,119	2.0	389.6	1,124,690	1.0	637	0.4	994,832	0.9
10万円超	20,952	13.6	5.0	1,193,339	1.1	19,953	13.4	752,219	0.7
100万円超	24,988	16.2	△1.1	2,900,452	2.6	25,256	17.0	2,184,555	2.1
200万円超	20,900	13.5	1.1	3,240,631	2.9	20,679	13.9	3,281,292	3.1
300万円超	15,246	9.9	3.2	3,429,999	3.1	14,771	10.0	3,069,823	2.9
400万円超	15,143	9.8	1.6	4,212,464	3.8	14,908	10.0	3,950,449	3.8
550万円超	10,171	6.6	2.8	3,796,774	3.4	9,893	6.7	3,505,387	3.3
700万円超	13,294	8.6	2.9	7,054,270	6.4	12,914	8.7	6,595,879	6.3
1,000万円超	17,045	11.0	3.6	16,867,346	15.3	16,459	11.1	13,778,874	13.1
2,000万円超	9,188	6.0	2.5	20,226,369	18.4	8,964	6.0	17,630,970	16.7
5,000万円超	2,575	1.7	4.9	12,786,760	11.6	2,454	1.7	11,451,075	10.9
1億円超	1,677	1.1	10.1	33,360,187	30.3	1,523	1.0	38,082,857	36.2
合 計	154,298 人		4.0	110,193,281 千円		148,411 人		105,278,212 千円	
納税義務者一人当たり の所得割額	714 千円					709 千円			
(1,000万円超 小計)	30,485	19.8	3.7	83,240,662	75.5	29,400	19.8	80,943,776	76.9
外国人	12,495	8.1	6.8	12,905,359	11.7	11,703	7.9	11,301,323	10.7

※課税標準額の段階区分は、分離課税に係る所得を含まない金額です。

※所得割額は、分離課税に係る税額を含めた金額です。

※納税義務者数・所得割額の率（％）は、課税標準額の段階ごとに小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100％にならない場合があります。

《分析》

- ① 令和7年度の課税標準額段階別の納税義務者数は154,298人で、令和6年度から5,887人増加しています。これは主に定額減税の影響により、令和6年度に所得割を納める納税義務者数が大きく減少した分の反動によるものです。
- ② 令和7年度の納税義務者一人当たりの所得割額は714千円で、令和6年度から5千円増加しています。
- ③ 課税標準額1,000万円超の納税義務者30,485人（構成割合19.8％）の所得割額が全体の75.5％を占めており、依然として高額所得者が担う税額の割合は高い水準にあります。
- ④ 外国人の納税義務者数及び所得割額は、前年度に比べていずれも増加しており、納税義務者数は全体の8.1％、所得割額は11.7％を占めています。

3 課税対象所得金額の内訳（別紙3 参照）

（各年6月末現在）

区 分 \ 年 度	令和7年度		令和6年度	
	所得金額 (億円)	対前年度 増減率 (%)	所得金額 (億円)	対前年度 増減率 (%)
ア 給与所得	14,674	4.7	14,019	5.8
イ 給与以外の所得	3,146	△5.8	3,339	27.8
ウ 土地等の分離譲渡所得	1,768	41.2	1,252	29.7
エ 株式等の分離譲渡所得	8,109	4.7	7,746	110.5
オ その他分離所得	461	28.1	360	17.3
所得金額の合計	28,158	5.4	26,716	28.3

※イの「給与以外の所得」の内訳は、営業所得、不動産所得、公的年金所得、その他雑所得、配当所得、利子所得、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得、一時所得です。

※オの「その他分離所得」の内訳は、上場株式等に係る配当所得、先物取引に係る雑所得等です。

※所得金額は各項目、計ともにそれぞれで一億円未満を四捨五入しているため、各項目の金額を加えた値と計とが一致しない場合があります。

《分析》

- ① 給与以外の所得（表中イ）以外の全ての区分において増加しており、全体では1,442億円、5.4%増加しています。
- ② **エの株式等の分離譲渡所得は対前年度比 363 億円、4.7%の増加となり、大幅に増加した令和6年度をさらに上回っています。**

【参考】 特別区民税調定額に占める分離課税所得に係る課税額の割合

（単位：％）

分離課税所得の種類	令和6年度		令和5年度	
	港区	港区を除く 22区平均	港区	港区を除く 22区平均
土地等の分離譲渡所得	3.2	3.3	3.0	2.9
株式等の分離譲渡所得	19.4	3.6	10.2	2.9
その他分離所得	0.6	0.3	0.6	0.3
分離課税所得合計	23.1	7.3	13.8	6.1

※各年度、年度末決算値で比較

※それぞれの分離課税所得に係る課税額を全調定額で除して割合を算出

港区の分離課税所得に係る課税額の割合を、港区を除く22区平均と比較すると、株式等の分離譲渡所得の割合が突出して高いことが特徴です。ここ数年、その傾向が顕著になっており、株式の譲渡については、その規模や時期等を予測することは難しく、損益通算の適用もあるため、特別区民税収入への影響の見極めを困難にしています。

4 ふるさと納税による特別区民税税額控除額等の推移

年度	人数		寄附金額 (前年の寄附)		特別区民税 税額控除額		全国	
	(人)	前年度比 (%)	(千円)	前年度比 (%)	(千円)	前年度比 (%)	寄附金額 (千円)	税額控除額 (区市町村民税分) (千円)
令和 3年度	35,469	111.6	10,745,744	101.2	4,105,355	108.6	672,489,555	282,500,900
	11,665	132.7	1,112,575	124.6	645,799 (143,251)	124.5 (121.0)		
令和 4年度	47,351	133.5	17,071,736	158.9	6,362,257	155.0	830,239,391	371,694,270
	12,945	111.0	1,226,741	110.3	713,022 (158,047)	110.4 (110.3)		
令和 5年度	51,859	109.5	19,078,164	111.8	6,985,913	109.8	965,406,463	427,152,840
	14,020	108.3	1,358,821	110.8	789,479 (176,697)	110.7 (111.8)		
令和 6年度	55,812	107.6	22,664,397	118.8	8,201,441	117.4	1,117,499,542	483,717,097
	14,810	105.6	1,447,751	106.5	841,858 (188,242)	106.6 (106.5)		
令和 7年度	58,445	104.7	25,315,533	111.7	9,113,378	111.1	1,272,752,409	548,874,299
	15,143	102.2	1,575,470	108.8	916,713 (209,396)	108.9 (111.2)		

※人数及び寄附金額は各年7月1日現在の「市町村税課税状況等の調」の数値です。税額控除額は当該数値をもとに算出したものです。全国の数値は各年6月1日現在で集計した総務省の「ふるさと納税に関する現況調査」のものです。

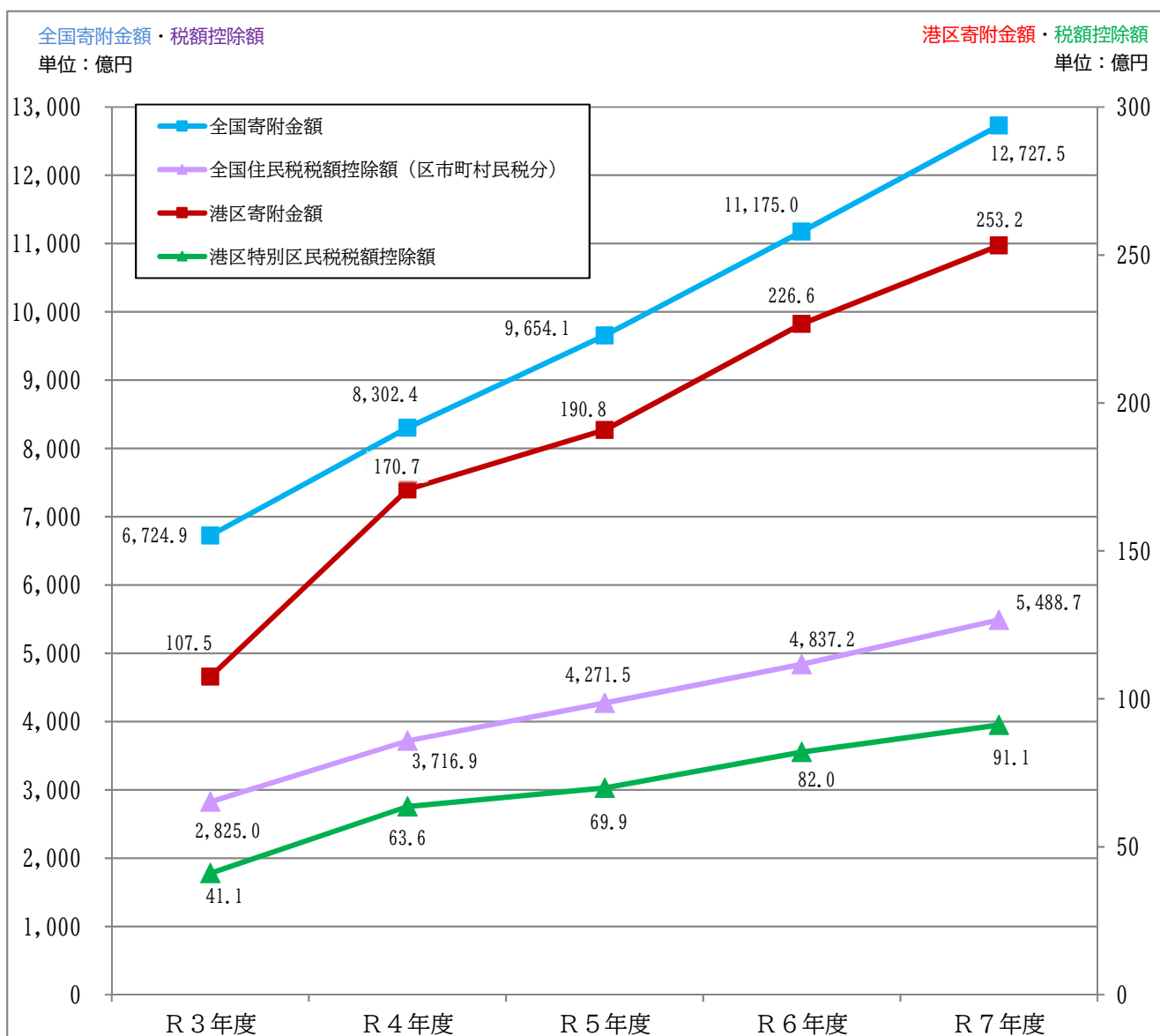
※各年度の数値の下段は「ワンストップ特例制度（注）」の適用を受けた者の数値で、（ ）内は確定申告をすれば本来所得税から還付される金額（申告特例控除額）です。

（注）「ワンストップ特例制度」は、確定申告が不要とされている給与所得者等が、一定の要件を満たし、特例の適用を希望した場合に寄附先自治体と寄附者の居住自治体との通知のやりとりによって、所得税還付金相当額が申告特例控除額として翌年度の個人住民税の税額控除に上乗せされる制度です。

《分析》

- ① 令和6年中に自治体に寄附を行った港区民の人数は58,445人、対前年度比104.7%、寄附金額は253.2億円、同111.7%となっています。これによる令和7年度特別区民税の税額控除額は91.1億円、対前年度比111.1%となり、寄附者数、寄附金額、税額控除額のいずれも拡大傾向にあります。
- ② 「ワンストップ特例制度」の利用は、対前年度比で人数が102.2%、寄附金額及び税額控除額はおよそ109%となっており、全体の増加率をやや下回る水準となっています。
- ③ 令和7年度特別区民税の税額控除額91.1億円が、当初課税額1,114.3億円に占める割合は8.2%となっており、引き続き影響を注視していく必要があります。

ふるさと納税と税額控除額の推移



※グラフで示す年度は税額控除される年度です。寄附が行われたのはその前年となります。

【参考】 港区の寄付受入実績

件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
寄付件数 (単位：件)	188	119	139	994	687
寄付金額 (単位：千円)	24,876	52,751	85,565	528,910	542,987

※令和5年度に大幅に増加した要因は、公益的活動団体を支援する「団体応援寄付金」の増によるものです。

特別区民税（現年度分） 当初課税状況の推移（直近4年度）

区 分 \ 年 度			令和 7 年度			令和 6 年度			令和 5 年度			令和 4 年度		
			当初課税額	対前年度		当初課税額	対前年度		当初課税額	対前年度		当初課税額	対前年度	
				増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率		増減額	増減率
金額 (単位：千円)	普通徴収		56,521,047	1,791,886	3.3%	54,729,161	13,919,568	34.1%	40,809,593	152,006	0.4%	40,657,587	12,065,290	42.2%
	特別徴収	給与特徴	54,789,135	3,673,899	7.2%	51,115,236	2,167,767	4.4%	48,947,469	10,197,121	26.3%	38,750,348	1,811,525	4.9%
		年金特徴	118,123	20,716	21.3%	97,407	△12,170	△11.1%	109,577	△2,663	△2.4%	112,240	△8,451	△7.0%
		特別徴収計	54,907,258	3,694,615	7.2%	51,212,643	2,155,597	4.4%	49,057,046	10,194,458	26.2%	38,862,588	1,803,074	4.9%
	合計		111,428,304	5,486,500	5.2%	105,941,804	16,075,166	17.9%	89,866,639	10,346,464	13.0%	79,520,174	13,868,364	21.1%
人数 (単位：人)	普通徴収		66,512	1,626	2.5%	64,886	2,872	4.6%	62,014	1,702	2.8%	60,312	4,830	8.7%
	特別徴収	給与特徴	105,727	903	0.9%	104,824	2,326	2.3%	102,498	1,293	1.3%	101,205	256	0.3%
		年金特徴	3,011	343	12.9%	2,668	△100	△3.6%	2,768	△7	△0.3%	2,775	△182	△6.2%
		特別徴収計	108,738	1,246	1.2%	107,492	2,226	2.1%	105,266	1,286	1.2%	103,980	74	0.1%
	合計		175,250	2,872	1.7%	172,378	5,098	3.0%	167,280	2,988	1.8%	164,292	4,904	3.1%

※1 当初課税額の数値は、特別徴収賦課計算（4月末）と普通徴収賦課計算及び年金特徴賦課計算（5月末）の数値を合計したものです。
 そのため、特別徴収分の課税後1か月の間に普通徴収に切り替えた場合などは、特別徴収と普通徴収の両方の金額に含まれる場合があります。
 また、人数についても同様で、さらに両方の方法で納める併用徴収者についてはそれぞれで1人とカウントしています。

※2 特別徴収分のうち給与特徴の4・5月分は翌年度の歳入となるため、当年度の歳入とは一致するものではありません。

※3 当初課税額及び対前年度増減額は各項目で千円未満を四捨五入しているため、各項目の計と合計が一致しない場合があります。

課税標準額段階別の納税義務者数等の推移（令和４年度～令和７年度）

（各年７月１日現在）

区 分 課税標準額の段階	令和7年度					令和6年度					令和5年度					令和4年度				
	納税義務者数			所得割額		納税義務者数		所得割額			納税義務者数		所得割額			納税義務者数		所得割額		
	人数	割合	増減率	金額	割合	人数	割合	金額	割合	人数	割合	金額	割合	人数	割合	金額	割合			
	人	%	%	千円	%	人	%	千円	%	人	%	千円	%	人	%	千円	%			
10万円以下の金額	3,119	2.0	389.6	1,124,690	1.0	637	0.4	994,832	0.9	3,078	2.1	737,472	0.8	2,988	2.0	824,088	0.9			
10万円を超える金額	20,952	13.6	5.0	1,193,339	1.1	19,953	13.4	752,219	0.7	21,152	14.2	978,460	1.1	21,215	14.5	1,072,077	1.2			
100万円を超える金額	24,988	16.2	△1.1	2,900,452	2.6	25,256	17.0	2,184,555	2.1	25,752	17.3	2,516,564	2.9	26,164	17.9	2,495,457	2.8			
200万円を超える金額	20,900	13.5	1.1	3,240,631	2.9	20,679	13.9	3,281,292	3.1	20,268	13.6	3,061,658	3.5	19,820	13.6	2,897,748	3.3			
300万円を超える金額	15,246	9.9	3.2	3,429,999	3.1	14,771	10.0	3,069,823	2.9	14,377	9.7	2,931,167	3.4	14,209	9.7	2,932,022	3.3			
400万円を超える金額	15,143	9.8	1.6	4,212,464	3.8	14,908	10.0	3,950,449	3.8	14,580	9.8	3,907,591	4.5	14,419	9.9	4,203,417	4.7			
550万円を超える金額	10,171	6.6	2.8	3,796,774	3.4	9,893	6.7	3,505,387	3.3	9,500	6.4	3,656,716	4.2	9,438	6.5	3,419,649	3.8			
700万円を超える金額	13,294	8.6	2.9	7,054,270	6.4	12,914	8.7	6,595,879	6.3	12,201	8.2	5,998,285	6.9	12,001	8.2	5,886,270	6.6			
1,000万円を超える金額	17,045	11.0	3.6	16,867,346	15.3	16,459	11.1	13,778,874	13.1	15,819	10.6	13,162,161	15.1	14,889	10.2	13,173,554	14.8			
2,000万円を超える金額	9,188	6.0	2.5	20,226,369	18.4	8,964	6.0	17,630,970	16.7	8,199	5.5	15,206,128	17.5	7,530	5.2	14,800,868	16.6			
5,000万円を超える金額	2,575	1.7	4.9	12,786,760	11.6	2,454	1.7	11,451,075	10.9	2,270	1.5	10,448,208	12.0	2,170	1.5	9,375,202	10.5			
1億円を超える金額	1,677	1.1	10.1	33,360,187	30.3	1,523	1.0	38,082,857	36.2	1,392	0.9	24,424,795	28.1	1,250	0.9	28,072,930	31.5			
合 計	154,298人			110,193,281千円		148,411人		105,278,212千円			148,588人		87,029,205千円			146,093人		89,153,282千円		
対前年度増減率	4.0%			4.7%		△0.1%		21.0%			1.7%		△2.4%			1.6%		20.0%		
納税義務者一人あたりの所得割額	714千円					709千円					586千円					610千円				
1,000万円を超える金額の合計	30,485	19.8	3.7	83,240,662	75.5	29,400	19.8	80,943,776	76.9	27,680	18.6	63,241,292	72.7	25,839	17.7	65,422,554	73.4			

区 分	令和７年度			令和６年度		令和５年度		令和４年度	
	納税義務者数		所得割額	納税義務者数		納税義務者数		納税義務者数	
外 国 人	12,495人		12,905,359千円	11,703人		10,499人		9,643人	
構 成 比	8.1%		11.7%	7.9%		7.1%		6.6%	

【参 考】

区 分	令和７年度		令和６年度		令和５年度		令和４年度	
	納税義務者数		納税義務者数		納税義務者数		納税義務者数	
均等割のみ納める者	5,967人		9,915人		5,688人		5,633人	

- ※ 課税標準額の段階区分は、分離課税に係る所得を含まない金額です。
 ※ 所得割額は、分離課税に係る税額を含めた金額です。
 ※ 外国人の構成比は、外国人の納税義務者数及び所得割額を、それぞれ全体の納税義務者数の合計及び所得割額の合計で除した値です。
 ※ 外国人の納税義務者数は普通徴収と特別徴収の人数を積み上げているため、併用徴収の人を二重に計数しています。
 ※ 納税義務者数・所得割額の率（％）は、課税標準額の段階ごとに小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

別紙 3

課税対象所得金額の内訳（直近5年度）

（各年6月末現在）

区 分 \ 年 度		令和7年度		令和6年度		令和5年度		令和4年度		令和3年度	
		所得金額	対前年度 増減率	所得金額	対前年度 増減率	所得金額	対前年度 増減率	所得金額	対前年度 増減率	所得金額	対前年度 増減率
		(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)	(億円)	(%)
ア 給与所得		14,674	4.7	14,019	5.8	13,251	5.7	12,532	6.5	11,762	0.1
イ 給与以外の所得		3,146	△5.8	3,339	27.8	2,613	△5.2	2,755	42.7	1,930	△15.1
内 訳	営業所得	1,249	5.5	1,184	16.7	1,015	△8.7	1,112	63.8	679	△26.7
	不動産所得	411	△1.4	417	△0.5	419	△0.7	422	22.0	346	△8.2
	公的年金所得	234	5.4	222	3.7	214	1.4	211	0.5	210	8.6
	その他雑所得	202	10.4	183	12.3	163	△40.9	276	176.0	100	△22.0
	配当所得	959	△24.0	1,262	68.3	750	10.5	679	22.8	553	△8.0
	その他	91	24.7	73	46.0	50	△9.1	55	34.1	41	△12.5
ウ 土地等の分離譲渡所得		1,768	41.2	1,252	29.7	965	26.5	763	39.7	546	△33.1
エ 株式等の分離譲渡所得		8,109	4.7	7,746	110.5	3,679	△30.8	5,315	88.9	2,814	21.6
オ その他分離所得		461	28.1	360	17.3	307	25.3	245	54.1	159	△11.6
内 訳	分離配当所得（上場株式等）	381	34.2	284	35.9	209	12.4	186	63.2	114	△23.6
	商品先物取引に係る雑所得等	80	5.3	76	△22.4	98	66.1	59	31.1	45	46.5
所得金額の合計		28,158	5.4	26,716	28.3	20,815	△3.7	21,610	25.6	17,210	△0.7

※ イの「給与以外の所得」中、「その他」は、利子所得、総合短期譲渡所得、総合長期譲渡所得、一時所得の合計です。

※ 金額は各項目、計ともにそれぞれで一億円未満を四捨五入しているため、各項目の金額を加えた値と計とが一致しない場合があります。